

志摩市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する方または次のいずれかに該当する方
 - ア 暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社または第三者の不正の利益等を図る目的、もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団または暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 志摩市が賦課徴収する税等を滞納している方
- (5) 志摩市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 志摩市から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中の方
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり志摩市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間志摩市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や志摩市において閲覧に供

されているホームページなどを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に志摩市が現地説明会を実施する場合においては、説明会において購入希望の財産を確認してください。現地説明会を実施しない場合においては、参加者ご自身が事前に購入希望の物件をご確認いただくとともに、利用等にかかわる諸規制を熟知したうえで、入札に参加してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者（以下、「参加者」という。）は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、または公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 書類取得にかかわる費用や郵送料など入札参加に必要な費用は参加申込者の負担となります。

3 公有財産売却の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など志摩市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売却物件は現況のまま引き渡します。

4 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を参加者情報として登録すること。

イ 入札者の参加者情報および KSI 官公庁オークションのログイン ID(以下「ログイン ID」という)に登録されているメールアドレスを志摩市に開示され、かつ志摩市がこれらの情報を志摩市公文書管理規程に基づき保管すること。

※志摩市から参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された参加者のログイン ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 志摩市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的とし

て利用します。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加仮申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を参加者情報として登録してください。

なお、法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名でログイン ID を取得する必要があります。

2 入札保証金の納付および申込書類の提出について

入札保証金とは、地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、志摩市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(1) 入札保証金の納付方法および申込書類の提出

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、志摩市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに志摩市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より参加仮申し込みを行った後、志摩市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、志摩市が指定する書類を添付のうえ送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消

印有効)

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したログインIDで公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 納付書による納付

志摩市が指定する金融機関で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申し込みを行った後、志摩市のホームページから申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、志摩市が指定する書類を添付のうえ送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

必要書類が志摩市に到着後、志摩市から「納付書」を送付しますので、志摩市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

なお、志摩市が発行する納付書により納付できる機関は、次のとおりです。

① 【市の施設】

志摩市役所出納室、浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所

② 【金融機関】

三十三銀行、百五銀行、中京銀行、みずほ銀行、桑名三重信用金庫、東海労働金庫、伊勢農業協同組合、三重県内の東日本信用漁業協同組合連合会、東海地方(三重県、愛知県、岐阜県、静岡県)内のゆうちょ銀行

- ・志摩市が指定する金融機関において入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで開庁10日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(2) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに志摩市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

3 公有財産売却の参加申し込み(本申込み)について

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から参加仮申し込みを行った後、志摩市のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振

替依頼書（以下、「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、志摩市が指定する書類を添付のうえ送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。志摩市が入札保証金、申込書および指定する必要書類を受理することで参加申し込みとします。

第3 入札方式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

志摩市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、志摩市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 志摩市から落札者への連絡

落札者には、志摩市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・志摩市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、契約締結期限までに契約が締結できなかったり、志摩市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付

期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金は返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定を取り消すことがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

ア 契約

志摩市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には志摩市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、志摩市に直接持参または郵送してください。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税の課税対象となる物件は、落札者が入札した金額に消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、売却の決定金額とする場合があります。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときなど、公有財産売却に参加できない者であることが判明した場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却の決定金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに志摩市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金納付期限は、志摩市が指定する日となります。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、売買契約を解除のうえ、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は以下の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる

費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに志摩市が納付を確認できることが必要です。

ア 志摩市が用意する納入通知書による第2条第2項イに定める金融機関での納付

イ 志摩市が指定する銀行口座へ振込みによる納付

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。

イ クレジットカード以外の方法により納付した場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、参加仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付したときに落札者に権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 名義などの登録が必要な動産については、落札者の責任において登録手続きを行ってください。

(2) 引き渡しの際は、落札者本人確認のため、次のアおよびイの書面を持参してください。

ア 身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーなど本人確認および住所を証する書面を持参してください。）

イ 志摩市から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

※代理人が引き渡しを受ける場合は、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認書類を持参してください。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など志摩市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用

引き渡しおよび権利移転に伴う費用については、落札者の負担となります。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後、財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、納付書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、納付書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、志摩市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、志摩市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、志摩市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、志摩市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、志摩市は損害の程度・種類にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、志摩市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず志摩市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

志摩市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、志摩市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、志摩市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、志摩市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 インターネット公有財産売却における個人情報について

志摩市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は志摩市になります。

また、クレジットカードで入札保証金を納付する場合、入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。